

第11節 法律・会計業務

第1 在留資格の審査

1 法律・会計業務の在留資格について

「法律・会計業務」の在留資格は、法律・会計業務に関し、法律上の資格を有し、これらに係る専門知識を生かして日本で活躍する外国人の入国とその手続の簡素化を図るために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の2の表の「法律・会計業務」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動
--

(1) 用語の意義

「法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務」とは、我が国の法律上、弁護士、公認会計士等の資格を有する者が行うこととされ、資格を有しない者が行うことは認められていない業務のことである。

(注) 「法律・会計業務」の在留資格は、法律又は会計に係るいわゆる業務独占の資格職業に係る在留資格であり、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士資格をもってこれらの業務に従事する活動が該当する。

(2) 留意事項

法律上資格を有する外国人が行う活動であっても、その資格を有する者でなければ法律上従事できない業務以外の業務に従事する活動の場合は、「法律・会計業務」の在留資格には該当しない。この場合、外国人の従事する業務の内容によっては、「経営・管理」等の在留資格に該当する。

例えば、外国法事務弁護士、外国公認会計士等の資格を有する外国人が企業に雇用されて、法律学、会計学等の専門知識を用いて行う事業の経営又は管理に従事するときは「経営・管理」の在留資格に該当する。

3 基準

申請人が弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士としての業務に従事すること。

留意事項

「法律・会計業務」については、基準省令上報酬に係る要件が定められていないが、これは、当該在留資格の対象が法律上資格を有する職業に限られており、これらの資格を有する場合には、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けるのが一般的であることから、低賃金労働者の入国を排除するための報酬に係る基準を定める必要がないと考えられることによる。

4 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

- ア 申請書の入国目的又は希望する在留資格の欄「法律・会計業務」であることを確認する。
- イ 申請書の活動内容欄が「弁護士」、「公認会計士」又は「その他法律・会計業務」のいずれかであることを確認する。
- ウ 申請書の具体的な在留目的、職務上の地位欄の記載により、資格を有する者でなければ法律上従事できない業務に従事する活動であることを確認する。
- エ 立証資料により、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、外国法事務弁護士、公認会計士、外国公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士のいずれかの日本の資格を有することを確認する。

(2) 在留期間の更新時

- ア 申請書の活動内容欄が「弁護士」、「公認会計士」又は「その他法律・会計業務」のいずれかで、引き続き従前の活動を継続するものであることを確認する。
- イ 申請書の月額報酬欄並びに住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書を確
認し、在留資格該当性及び上陸基準適合性において問題ないか確認する。
- ウ 外国法事務弁護士としての活動のみを行うことを目的として在留期間の更新許可申請があった場合において申請者が当該弁護士業務について業務停止処分を受けていることが判明したときは、次のとおり措置する。

(ア)

[Redacted text block]

(イ)

[Redacted text block]

5 立証資料

第31節別表のとおり。

6 在留期間

在留期間	運用
5年	<p>次の①、②及び⑤のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p>① 申請人が申請時の在留資格における入管法上の届出（例：住居地の届出、住居地の変更届出、住居地以外の在留カードの記載事項の変更届出、所属機関等に関する届出）義務を履行しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>② 学齢期（義務教育の期間をいう。）の子を有する親にあつては、子が小学校、中学校又は義務教育学校（いわゆるインターナショナルスクール等も含む。）に通学しているもの（上陸時の在留期間決定の際には適用しない。）</p> <p>③ 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士又は外国公認会計士であるもの</p> <p>④ ③以外の場合は、「法律・会計業務」の在留資格で3年又は5年の在留期間が決定されている者で、かつ、本邦において引き続き3年以上「法律・会計業務」の在留資格に該当する活動を行っているもの</p> <p>⑤ 就労予定期間が3年を超えるもの</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の決定の項の①及び②のいずれにも該当し、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 就労予定期間が1年を超え3年以内であるもの</p> <p>② 5年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に次のいずれにも該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">a 5年の在留期間の決定の項の①又は②のいずれかの要件を満たさず、かつ、③又は④のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">b 就労予定期間が1年を超えるもの</p> <p>③ 5年、1年又は3月の項のいずれにも該当しないもの</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの（3月の項に該当するものを除く。）</p> <p>① 3年又は1年の在留期間を決定されていた者で、在留期間更新の際に5年の在留期間の項の①又は②のいずれかにの要件を満たさないもの</p> <p>② 職務上の地位、活動実績、所属機関の活動実績等から、在留状況を1年に1度確認する必要があるもの</p> <p>③ 就労予定期間が1年以下であるもの（契約期間が1年以下であつて</p>

	も、活動実績等から契約期間の更新が見込まれるものを除く。)
3月	就労予定期間が3月以下であるもの

※1 申請人が納税を始めとする各種の公的義務を履行していない場合は、当該義務不履行の態様等を勘案し、在留の可否、許可する場合の在留期間を検討することとなる。

2 刑事処分を受けた者は、その犯罪及び刑事処分の内容等を勘案し、在留の可否、許可とする場合の在留期間を検討することとなる。

3 [Redacted]

(1) [Redacted]

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

(2) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

4 中長期在留者からの在留期間更新許可申請時においては、就労予定期間が残り3月未満の場合であっても、中長期在留者から除外されることのないよう、原則として「3月」ではなく「1年」を決定する。

第2 応用・資料編

1 外国法事務弁護士及び外国公認会計士について

「外国法事務弁護士」とは、「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」により本邦において一定の範囲の法律事務を行うことができる者をいい、「外国公認会計士」とは公認会計士法第16条の2に基づく特例として日本の公認会計士と同一の業務内容を行うことができるとされている者をいう。

【参考】

① 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（抄）

（目的）

第一条 この法律は、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができる制度を定め、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律するとともに、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする等の措置を講ずることにより、渉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

(職務)

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

- 一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成
- 二 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐
- 三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明
- 四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達
- 五 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号の公正証書の作成囑託の代理
- 六 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

2 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であっても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならない。

- 一 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成
- 二 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成
- 三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

(職務外の法律事務の取扱いの禁止)

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

(外国法事務弁護士となる資格)

第九条 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

(承認の告示等)

第十三条 法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護

士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない。

2 承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

② 公認会計士法（抄）

（公認会計士の業務）

第二条 公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認会計士は、前項に規定する業務のほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第一項の規定は、公認会計士が他の公認会計士又は監査法人の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

（外国で資格を有する者の特例）

第十六条の二 外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者は、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録を受けて、第二条に規定する業務を行うことができる。ただし、第四条各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

2 ～ 6 （略）